

要介護認定の認定調査委託料の 変更について

茨木市 健康医療部 長寿介護課



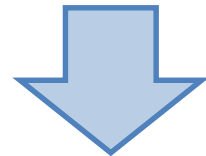
次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

認定調査委託料の変更

調査日が

- 令和4年度（令和5年3月31日）まで
1件 3,300円（税込）



- 令和5年度（令和5年4月1日）以降
1件 4,400円（税込）



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

請求の際は調査月の確認を！

- 令和4年度調査分と令和5年度調査分を同一の請求書で請求することはできません。
- 令和5年4月以降に請求していただく請求書は3月までの調査（3,300円）と4月からの調査（4,400円）が混在します。請求の際は金額にご注意ください。
- 令和4年度分の請求書は4月中にご提出ください。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。


重要

「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしく申し上げます。(〳切R5.4.30)



茨木市 健康医療部 長寿介護課

 次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。